

# 実現損益の決定に関する指針の論理 —TECH7/03を中心に

深 谷 和 広

## 目 次

### はじめに

1. 決定指針公表以前の状況
2. 決定指針の基本構成
3. 定義
4. 状況変化への対応
5. 適用事例
6. 個別問題の解釈

おわりに

### はじめに

英国では、1985年会社法が会社の分配可能利益を決定する根拠を提供している。すなわち、分配できる範囲を分配可能利益に限定している。分配可能利益とは、実現利益累計額から実現損失累計額を控除したものである〔これを実現テストと呼ぶ〕(第263条(1)(3))。また実現利益、実現損失とは、会計目的の実現利益・実現損失の決定に関連して、計算書類を作成した時点における一般に認められた諸原則に従って実現とされる会社の利益または損失と定義される(第262条(3))。実現利益、実現損失に限定する理由は時価評価による未実現損益が生じる可能性があるためである。例えば、会社が特定の固定資産を再評価した場合には、評価益は未実現利益とし、評価損は実現損失とみなす。

しかしながら、例外的に、固定資産全体の評価の場合のみ評価損は未実現損失とされる。私会社の場合には未実現損失を利益処分前に填補する必要はないが、公開会社の場合には分配前に実現利益から控除しなければ分配することはできない。また公開会社の場合、利益処分後の純資産が最低でも払込資本金および分配不能積立金の合計に等しくなければならない(第264条(1))〔これを純資産テストと呼ぶ〕。ここでは分配不能積立金とは、株式払込剰余金、資本償還積立金、未実現利益累計額の未実現損失累計額の超過額、また法律や定款が会社に積立てを要求するその他の積立金である(第264条(3))。

従って、利益分配を実施するには、私会社は実現テストを満たし、公開会社は実現テストと純資産テストの二つの基準を満たさなければならない。

このように、利益分配において実現利益と実現損失の決定は重要な問題である。会社法はこの実現の判定の根拠に一般に認められた諸原則を設定したため、この諸原則の解釈が重要な会計問題の一つとなった。1982年、これに対する最初の解釈指針が公表された。それは6つの職業会計士団体の代表から構成される会計団体合同諮問委員会(CCAB)が作成した「実現利益の決定と分配可能利益の開示(TR481・

TR482)」(解釈指針)である<sup>1)</sup>。しかしながら、それ以来20年近くの年月が過ぎ、その間の様々な経済状況の変化に対応すべく、解釈指針の改訂作業が進められてきた。この解釈指針の改訂版は2003年3月に公表されたのである。これが本稿で取扱う「1985年会社法での分配の文脈における実現利益と実現損失に関する決定指針 (TECH 7/03)」(決定指針)である<sup>2)</sup>。

本稿の目的は英国における実現利益と実現損失の決定に関する解釈指針の論理を概観することにある。このために、はじめに決定指針が公表されるまでの諸状況をまとめている。その上で、決定指針本文の主要な部分を紹介し、その特徴を明らかにした。

## 1. 決定指針公表以前の状況

ここでは、決定指針が公表される以前の状況について概説することにしたい。会社法への分配規定の導入を受けて、CCABは実現利益、実現損失の決定のために一般に認められた諸原則についての解釈指針を提供した。その後、約20年の間に経済状況は大幅に変化し、新たな解釈指針の必要性が高まり、決定指針の検討が進められたのである。

### (1) 実現に関する会社法規定

英国の場合、配当可能利益の決定のために実現利益と実現損失の確定問題が登場したのはそれほど古い話ではない。実現利益の概念が会社法に導入されたのは1980年のことであった。1980年英國会社法は実現利益に関する規定を導入した(第39条(1)(2)(3)、第45条(2))。これはEC第2号指令の国内法への適用の影響であった<sup>3)</sup>。EC第2号指令は株式会社設立並びに資本維持に関する内容を規定するものであつ

て、分配可能利益を次のように規定していた。「株主への分配額は前年度利益額に繰越利益及びこれに使用可能な積立金の取崩し額を加えた金額から繰越損失および法律または定款によって積立金に計上すべき金額を減じた金額を超えることはできない」<sup>4)</sup>。

これを受けて、1980年会社法は分配可能利益の範囲を実現利益累計額から実現損失累計額を控除した額までに制限を課した。このように1980年会社法以降、実現利益、実現損失が分配可能利益の決定の根拠となったのである。そのため分配目的での実現利益、実現損失の決定が問題として登場することになった。1980年会社法は実現利益そのものを定義しなかった。この定義は会社の計算書類に関する第4号指令<sup>5)</sup>を英国に導入した結果として1981年会社法に導入されることとなった。実現利益、実現損失とは、会計目的の実現利益・実現損失の決定に関連して、計算書類を作成した時点における一般に認められた諸原則に従って実現とされる会社の利益または損失と定義された。

会社法は、「実現とされる」の用語にみられるように、実現の概念は動的なもので、一般に認められた諸原則と共に変化するものと想定していた。

この定義から実現利益・実現損失の決定に際して一般に認められた諸原則を解釈する必要が生じた。しかしながら、会社法には定義が存在せず、一般に認められた諸原則とは何かが重要な議論の的となつたのである。

### (2) CCABの「解釈指針」

1982年、CCABは「解釈指針」を公表し、一般に認められた諸原則の解釈を提供した。解釈指針は、一般に認められた諸原則を会社法第4付則の法律原則、並びに会計実務基準書

(SSAP)への準拠であることを明らかにした。解釈指針は実現利益の決定について次のように結論づけた。SSAPに準拠してある利益を損益計算書で認識することが要求される場合、これを実現利益として処理しなければならない。ただし、SSAPが未実現であると指示する場合を除く。

解釈指針は、SSAPに準拠して、ある利益を損益計算書に計上するように要求される場合、この利益を実現利益としたのである。しかしながら、このような解釈からいくつかの問題が生じる可能性があった。例えば、SSAPではいまだに取り扱われない場合、またSSAPで取り扱われる領域でも異なるアプローチが採用される場合などに問題が生じた。実現利益を決定するには、さらに幅広い実現原則を設定することが必要であった。

会計実務基準書第2号「会計方針の開示」(SSAP 2)の会計基礎概念である「慎重性」が実現の認識を提供するという見解が支持された<sup>6)</sup>。すなわち、収益および利益は予測によって計上してはならず、現金または合理的な確実性をもって最終的な現金実現を査定できる他の資産により実現した場合にのみ、これを損益計算書に計上するという考え方である。SSAP 2公表以来20年間にわたり、この考え方が基本的な実現原則として採用されてきた。しかしながら、この定義では判断不能となる可能性が登場した。例えば、物々交換取引、また投資の将来収益などの場合には破綻することが明らかになってきたからである。

### (3) 財務報告原則書の登場

1990以降、英国会計基準審議会(ASB)は現実の諸問題に対応するため会計基準の根幹となる概念フレームワークの再構築を図った。そ

の成果としてようやく、1999年12月「財務報告原則書」が公表された<sup>7)</sup>。財務諸表の目的を広範囲な利用者への有用な情報提供とし、この文脈から財務情報の特質が再整理された。有用な情報の特質として(1)目的適合性(2)信頼性(3)比較可能性(4)理解可能性の四項目に分類され、分類の特徴を記述する形式となって、そこで展開される重要な諸概念の意味が再定義された。項目の一覧は以下の通りである。

表1 有用な情報の特質

目的適合性	予測価値、確認価値
信頼性	表現の忠実性、中立性、完全性、重大な誤謬の排除、慎重性
比較可能性	継続性、開示
理解可能性	利用者の能力、集約と分類

### (4) FRS18における実現概念の位置付け

ASBは2000年12月SSAP 2に代わるものとして財務報告基準第18号「会計方針」(FRS18)を公表した<sup>8)</sup>。FRS18の諸要件は「財務報告原則書」の内容を十分に踏まえ策定されたものである。FRS18は、SSAP2における四つの基礎会計概念、すなわち、「継続企業」、「発生」、「継続性」、「慎重性」を再検討した。その結果として、「継続企業」と「発生」を会計の根幹をなすものとし、会計方針の選択規準としての役割を与えていた。一方、「継続性」と「慎重性」については会計の根幹をなすものではなく、むしろ財務情報の特質とし、「慎重性」を「信頼性」の一部として位置付けている。「慎重性」は不確実な状況での見積もりの際に必要とされる判断上の注意を意味すると再定義されている<sup>9)</sup>。

FRS18は財務諸表の真実かつ公正な概観を提供することを会計方針の目的とし、そのためには会計基準、UITF要約書、および会社法の

諸要件に合致することを求めている。従って、会計方針は会計基準、UITF要約書、および会社法の諸要件との合致が前提となる。

しかしながら、分配目的での実現に関連して会社法とFRS18の間で矛盾を生じる懸念が存在した。なぜなら、会社法では慎重性概念と実現の密接な関係を想定するが、FRS18の検討過程では慎重性と実現の関連付けは時代遅れなものと見なされたからである。

FRS18はこの懸念を払拭するために、実現について「付録9」で詳しく見解を述べている<sup>10)</sup>。すなわち、FRS18はSSAP 2の慎重性に準拠した実現を前提とする。しかしながら、例外として未実現ではあるが利益が存在し、かつ十分な信頼性のある測定ができることがほぼ確実である場合に限り実現と見なすというものであった。これは時価法を採用する場合に登場する評価損益をも実現とする実現概念の拡張を意味するものである。

しかしながら、会社法の分配目的の実現決定に関連して、いかに会計基準に準拠して実現を解釈するのかという実務上の問題が存在した。

2003年3月、有力な会計士団体であるイングランド・ウェールズ勅許会計士協会並びにスコットランド勅許会計士協会は、この問題を解決すべく解釈指針改訂版に当る「決定指針」を公表したのである。以下ではこの決定指針の基本構成を概観し、その内容について詳細に検討することにしたい。

## 2. 決定指針の基本構成

決定指針はイングランド・ウェールズ勅許会計士協会とスコットランド勅許会計士協会が2003年3月に発行したものである。網羅的な指針ではなく、2002年12月31日現在で一般に受け入れられる諸原則を取りまとめたものであつ

た。ここでは決定方針の全体構成を簡単に述べ、決定方針の位置付けを確認した上で、決定指針の根幹となる実現原則の意味を述べることにしよう。

### (1) 決定方針の全体構成

決定方針は本文14頁と付録11頁の二つの部分から構成される小冊子である。決定指針の目次は以下通りである。

表2 決定指針の構成一覧

はじめに	1-4項
法律基準	5-9項
実現原則	10-13項
定義	14-19項
状況変化	20-27項
適用	28-44項
付録A：集団内取引	A1-A14項
付録B：法律の枠組み	B1-B29項

はじめに、決定指針の目的を述べ決定指針の位置づけを確認している。法律基準では最低限の法律要件を確認している。なお、法律要件については付録B「法律の枠組み」で詳述されている。その上で、新たに実現原則を設定している。これは決定指針の核心となる一般原則である。この一般原則の適用によって個別事例の決定がなされる。では、この実現原則をいかに適用するのだろうか。そのためには、この前提となる諸概念定義を提供している。

次に、実務上の問題であった状況変化に対応すべく、新たな解釈を提供している。

また、実現原則の適用により決定される実現利益と実現損失について事例を提供した上で、最後に、適用場面での個別問題について解釈を提供している。

付録Aでは、議論のある集団内取引での配当に関する指針を提供する。網羅的ではないが、一定の取引例に対する指針を示している。重要な内容であるが、本稿では取り扱っていない。付録Bは分配に関する法律の要件を提供する。

## (2) 決定方針の目的

決定指針はその目的について次のように述べている (TECH 7 / 03 para.1)。

決定指針は解釈指針 (TR481・TR482) に代わる一般指針を提供するものであって、可能性のある諸問題や諸状況において発生する全ての課題に答えることを目的とするものではない。決定指針は会社法の分配目的での実現利益と実現損失の決定に関する諸原則の識別、解釈、適用を目的とするものである。

決定指針は2002年12月31日現在一般に受入れられている諸原則を提供する一般指針である。主たる目的は決定に関する諸原則の識別、解釈、適用である。従って、全ての問題に答える網羅的な指針ではない。例えば、重要な問題である財務報告基準第17号「退職給付」(FRS17) に関する損益については決定指針は取り扱っていない<sup>11)</sup>。

## (3) 実現原則

決定指針は実現利益、実現損失の決定のための基本原則として実現原則を新たに設定している。以下、実現原則の内容を確認することにしたい。決定指針の実現原則の要点は以下の3点に要約することができる。

(1) 決定指針の実現原則はFRS18の実現概

念を前提としている。すなわち、FRS18は実現を次のように説明する。従来の通り、現金や最終的な現金実現を合理的確実性をもって査定できる他の資産の受け入れによってのみ実現とする。さらに、この実現は容易に実現可能な資産と関連のある利益にまで拡張することができる。これは時価法採用の結果から生じる利益にまで実現を拡大する (TECH 7 / 03 para.10)。

(2) 決定指針は、実現を査定する場合、取引や契約の商業的影響の全体を査定対象とする。すなわち、会社への商業的影響の全体が実現利益の定義に合致する場合にのみ実現利益が発生する。従って、一連のまたは集団の取引や契約が人為的で関連性と循環性がある場合には、これらを全体として検討しなければならない (TECH 7 / 03 para.12)。これはグループ内取引などの取引または契約への実現原則の適用を想定し、商業的影響の全体をもとに実現を判定することを明確化したものである。

(3) 決定指針は実現決定に際して準拠主義を採用する。すなわち、実現原則に合致するか否かによって実現、未実現の決定がなされる。以前に未実現と見なされた利益が指針で設定された規準に合致する時点で実現利益となる。同様に、以前に実現と見なされた利益が設定された規準を満たさなくなった時点で未実現となる (TECH 7 / 03 para.13)。

このように決定指針は、決定のための基本原則として実現原則を設定し、この原則に基づいて実現の決定を行うという構成となっている。

## 3. 定義

決定指針は、次に実現原則の適用の前提とし

て、諸概念の定義を提供している。決定指針は「利益」概念を定義し、その上で「実現利益」「実現損失」となる諸状況を明らかにする。とりわけ、決定指針は実現原則の重要な要素として「適格対価」を設定する。この「適格対価」が決定規準としての中核概念となっている。「適格対価」に合致するか否かが実現の要である。さらに「適格対価」の重要な要素である「流動市場のある資産」を定義している。では、具体的に諸概念の定義を確認することにしよう。

## (1) 利益

決定指針は実現利益の判定対象となる「利益」を以下のように定義する（TECH 7 / 03 para.15）。

(a) 「利得」、これは「財務報告概念書」の定義と同様に、所有主の拠出以外の所有主持分の増加分である。

(b) 法律問題としての利益、又は利益とされるその他の金額である。これには以下の項目を含む。

(i) 所有主からの資産の無償提供。

(ii) 「合併積立金」の計上額、これは1985年会社法第131条、第132条における株式払込剩余金の認識要件の免除措置から導かれるもの。

(iii) 株式資本、株式払込剩余金、資本償還積立金の減少・消却から生じる積立金

決定指針は「利益」の一要素を「財務報告概念書」における「利得」であると定義する。利得は時価評価を前提とした、固定資産の処分や再測定から生じる利得、並びに従来の収益を含む包括的利益を意味する。さらに、会社法上の

利益を加えることで、会社法と会計基準との調整を図っている。ここでは、従来からの損益計算書に加えて、総認識利得損失計算書及び株主資金変動調整書における損益が前提とされる。

## (2) 実現利益と実現損失

決定指針は以下のような事態が発生することによって利益実現とする（TECH 7 / 03 para.16）。

(a) ある種の取引、この場合、会社の受取対価が「適格対価」である、または

(b) ある種の事象、この場合、会社から対価を提供されない状況下で、結果的に会社が「適格対価」を受取ることになる、または

(c) 時価法の採用によって損益計算書での利益認識、この場合、時価法は適切に法律や一般に認められた会計原則に従って適用される、または

(d) 以下の外貨建項目の換算

(i) 適格対価から構成される貨幣性資産

(ii) 外貨建ての負債、または

(e) 以前に実現とされた損失の戻入れ、または

(f) 以下の結果として実現となる以前未実現とみなされた利益（例えば、再評価積立金、合併積立金、またはその他の類似の積立金など）。

(i) 会社の以前の受取対価が「適格対価」

となる、または

(ii) 当該資産がある取引で処分される。この場合、会社の受取対価は「適格対価」である、または

(iii) 実現損失が当該資産の廃棄または処分で認識される、または

(iv) 実現損失が資産の減価償却、償却、価値下落、減損などの評価減で認識される、または

(v) 未実現利益に関する資産部分の分配

上記の場合、未実現利益の適切な比例部分が実現利益となる、または

(g) 資本（例えば、株式資本、株式払込剩余额勘定、また資本償還積立金など）の減少・消去。減少・解消が法廷により決定された時点で積立金に貸記される。但し、会社が発生した積立金を実現利益として処理する意思がないか、法廷がこれらを実現利益として処理することを禁ずる範囲を除く。

(h) 資本（例えば、株式資本、株式払込剩余额勘定、また資本償還積立金など）の減少・消去。これは法廷で確定することなく無限責任会社によって実施され、積立金に貸記される。資本の受取対価が以下の場合、貸記額は実現利益を意味する。

- (i) 適格対価である、または
- (ii) 後に適格対価となる、または
- (iii) 後に評価減され（例えば、減価償却など）、この損失は実現として取り扱われる、または
- (iv) 実現利益の資本化、または未実現利益・積立金の資本化により当初支払われる。これらが資本化されていなかった場合、後に実現となる。

また決定指針は、実現損失を以下のように定義している（TECH 7 /03 para.17）。

損失は実現損失とみなさなければならない。ただし、法律、会計基準または決定指針が別の方針を提供する範囲を除く。

### （3）適格対価

決定指針は、実現利益を決定する上で重要な判断規準として「適格対価」を設定している。決定指針は適格対価を以下の諸項目から構成さ

れるものと定義する（TECH 7 /03 para.18）。

- (a) 現金、または
- (b) 流動市場のある資産、または
- (c) 会社の負債の全体または一部の免除、並びに他の機関による決済または引受け。  
但し、以下の場合を除く。
  - (i) 上記の適格対価の定義に合致せず、適格対価で処分できていない資産取得によって負債が生じる場合、または
  - (ii) その取得や免除が決定指針の第12項に該当するある集団または一連の取引や契約の一部である場合
- (d) 上記の適格対価で受取可能な売掛債権。  
以下の条件を前提とする。
  - (i) 債務者が合理的な期間内に売掛債権を決済する能力がある場合、かつ
  - (ii) 債務者が決済を要求される時点で決済できる能力に合理的確実性がある場合、かつ
  - (iii) 売掛債権が決済されるという期待が存在する場合

決定指針は、適格対価として（a）現金（b）流動市場のある資産（c）ある種の負債控除等、及び（d）回収可能性の高い売掛債権の四つ項目を掲げている。実務上（a）（b）（c）項目の決定は容易なことである。しかしながら、（d）の決定は容易なことではない。とくに決定指針は、合理的期間について詳細を提供していない。（d）の合理的期間については判断を必要とする問題である。

### （4）流動市場のある資産

「流動市場のある資産」とは何か？次にこの点を確認することにしたい。決定指針は「流動

市場のある資産」を以下の要件を全て満たすものとする（TECH 7 /03 para.19）。

- (a) その資産が重要性の観点の全てにおいて同等な類似資産との関連性があり、かつ
- (b) その資産に頻繁な取引で立証される活発な市場が存在し、かつ
- (c) 市場が帳簿価額の根拠となる価格に重大な影響を与えることなくその資産を吸収するだけの十分余裕をもち、かつ
- (d) その会社にその資産を容易に処分する能力がある、事業縮小または分割などを行うことなくその資産を処分することが可能であり、かつ
- (e) その資産とその帳簿価額またはその近い金額での現金で容易に交換できること。

従って、この場合の資産とは証券市場で取引される株式や債券などの有価証券が想定されている。また流動市場とは、同等の類似資産に関する取引が活発に行われ、価格決定に影響を受けない程度の規模がある、容易に現金化可能な市場である。流動市場のある資産とは、確実に処分可能な現金に類似する有価証券が想定される。

以上のように、決定指針は重要な諸概念の定義を提供している。ここでの特徴は、幅広く利益を定義すると共に、その利益の実現のメルクマールとして適格対価の概念を新たに定義したところにある。決定指針は適格対価の受取をもって実現利益とする基本的な解釈指針を設定している。また、適格対価の一つとして市場性のある資産を設定したことでも重要な特徴点である。

#### 4. 状況変化への対応

ここでは状況変化への対応に関する指針について具体的に内容を検討することにしよう。決定指針は実現（または未実現）とされる留保利益・損失の処理、または利益・損失、資産・負債の諸項目の認識は、以下の結果によって当初認識後に変化する可能性があると指摘している（TECH 7 /03 para.20）。

- (a) 実現原則の変更、または、
- (b) 利益・損失の実現、または利益の認識停止（または損失の認識）などについての法律、会計基準、またUITF要約書における変更。この例としては、財務報告基準第19号「繰延税金」（FRS19）がある<sup>12)</sup>。この場合、以前は多くの会社が繰延税金引当金をまったく設定しないか、一部しか設定していなかったが、現在は多くの会社が繰延税金に対して全部引当金を設定している。または、
- (c) いくつのその他の状況変化、例えば、当初はある売掛債権が適格対価とみなされたが、現在はそれが適格対価で決済される期待がないといった状況の変化。

決定指針はこのような当初認識後に生じた状況変化の影響をいかに処理すべきかについて以下のように述べている（TECH 7 /03 para.25）。

状況変化の影響は、例えば以前に実現と認識された利益がもはや実現と認識されないような場合、利益の金額は過年度修正による消去か、状況の変化が最初認識した計算書類において未実現と再分類される。しかしながら、状況変化に影響される利益を配分する証拠がある場合を除くが、利益には代替可能性があるので、適正な計算書類で表示される利用可能な利益の全体

の割合を用いて利益を認識した後に最初の分配を実施すると想定すべきである。従って、配当後の残額には影響される利益の比例額を含むことになる。同様に、以後の配当は比例的に影響を受けて利益の金額を減らすことになる。

このように決定指針は当初認識後の変化による影響について割合を用いて修正する方法を提案する。次に、適用事例を確認してみよう。決定指針は以下のような適用事例を示している(TECH 7 /03 para.26)。

ある会社が1年目の期首に前期繰越40の実現利益累計額を持つ。この年度中に同社は60の実現利益を計上する。そのうち40はこの期間中の特定の取引から生じる。また70を配当し、残りは30である。2年目に、同社はさらに実現利益170を生み出し、150を分配した。3年目の状況変化により1年目に認識した40を未実現と取り扱うことになった。1年目に分配された当初の利益40の金額は28となる(40の70% [70/100])。当初の利益12は1年度末に30の期末残高について繰り越される。2年目に、2年度に分配される12の金額が9となり(12の75% [150/200])、当初の利益3が2年度末の期末残高50について繰り越される。従って、3年目に、状況変化の結果として、未実現と分類される利益の金額は合計3となる。

このように、状況変化の影響を利益の割合で換算し、未実現となる利益額を換算する方法を提案している。

表3 状況変化の影響

	利益合計	利益修正
1年目：前期繰越	40	-----
当期利益	<u>60</u>	<u>40</u>
配当可能額	100	40
配当	(70)	(28)
2年目：前期繰越	30	12
当期利益	<u>170</u>	-----
配当可能額	200	12
配当	(150)	(9)
3年目：前期繰越	<u>50</u>	<u>3</u>

## 5. 適用事例

これまでに、実現決定の前提となる実現原則と諸定義の内容をそれぞれ確認してきた。ここではこれらを適用した結果として決定された具体的な適用事例をみることにしたい。

### (1) 実現利益の実例

決定指針は、容易で明白な事例に加えて、実現原則と諸定義を適用した結果として以下のようないくつかの実現利益の事例を掲げている(TECH 7 /03 para.28)。

- (a) 適格対価の形式での投資の受取額または発生額、あるいは、その他の受取可能な収益、または
- (b) 投資資本の収益から生じる利得、この場合、この収益は適格対価である、または
- (c) 適格対価での受取贈与(「資本拠出」など)、または
- (d) 実現損失として処理された負債性引当金、または費用性引当金の取崩し、または
- (e) 実現損失として処理された資産の評価減、

価値減少または減損引当金の戻入れ

## (2) 実現損失の事例

また決定指針は実現損失の事例として以下の諸項目を掲げている (TECH 7/03 para.29)。

- (a) 記録された正味資産の減少から生じる原価または費用 (株式払込剰余金からの控除を除く)。
- (b) 資産の売却、その他の処分、廃棄から生じる損失。
- (c) 資産の減額、減価償却、償却、価値減少、または減損。但し、決定指針第30項と付録第B25項において注記される項目を除く。
- (d) 負債性引当金または費用性引当金の設定、並びに追加 (但し、決定指針第31項の繰延税金を除く)。これらは記録された正味資産の全体額を減少させる。
- (e) ある会社が実施する贈与 (負債全部または一部の免除、又は負債の引受)。
- (f) 時価法の採用によって生じる損失

上記の実現損失の事例について、特にこれ以上述べる必要はないように思われる。ただし、(c) と (d) の例外項目については補足説明をしておかなければならない。

(c) の例外項目とは未実現損失とされる価値減少引当金である。これは決定指針第30項および付録B「法律の枠組み」第B25項において詳述されている。財務報告基準第15号「有形固定資産」 (FRS15)<sup>13)</sup> は有形固定資産の再評価損失に関する処理方法について次のように述べている。経済便益の消費によって生じる再評価損失は損益計算書において認識しなければならない。その他の再評価損失は、帳簿価額が

歴史的原価に達するまでは総認識利得損失計算書に計上しなければならない。その後、原則的に、損益計算書に計上しなければならない。しかしながら、例外として固定資産を回収可能価額以下の価額で再評価する場合、この場合に生じる損失額は損益計算書ではなく総認識利得損失計算書に計上しなければならない。FRS15は、この場合の差額は減損ではないと明確に指摘している<sup>14)</sup>。この場合、その差額は未実現損失として処理される。この損失はその後の資産の廃棄、処分または減損によって実現すると。

また、会社法にも次のような関連規定がある。引当金は原則として（負債性引当金や費用性引当金と同様に、減価償却や価値減少の引当金を含む）実現損失として処理する。しかしながら、この例外として、固定資産の再評価（のれんを除く）全体に対する固定資産の価値減少引当金は実現損失として処理することはない（第275条（1））。また、公開会社については、分配可能額の決定のために正味資産の金額が払込済み資本と分配不能な積立金の合計額を下回ってはならないという制約を受ける（第264条（1））。すなわち、未実現利益を超える未実現損失は分配可能額の決定に際して考慮しなければならないことを意味する。

(d) の例外項目とは繰延税金引当金である。一般に、繰延税金引当金は実現損失と見なされている。しかしながら、資産を公正価値で評価し、価値変動分を未実現とする場合には損益計算書に記録する利得についての繰延税金は、実現損失ではなく未実現利得の減少として処理しなければならないとする<sup>15)</sup>。決定指針は注記でこの事例は保険会社であると指摘している。

## 6. 個別問題の解釈

最後に、議論のある個別問題に対する決定指針の判断をみることにしよう。決定指針で取り扱われる項目は、資産交換、ヘッジ会計、外貨換算、時価法、のれん会計の問題である。

### (1) 資産交換

現金と不動産から構成される混合対価によって資産を交換する際に生じる実現利益決定の事例について、決定指針は次のような処理方法を提示している（TECH 7/03 para.32）。

資産の一部分を適格対価で売却し、また他の部分をその他の対価で売却する場合（例えば、現金と自由保有権付不動産の混合対価の場合）、受取対価の公正価値が適格対価の形式である範囲のみ実現利益である。このアプローチは「上部分割」（‘top-slicing’）と呼ぶことがある。（事例：受取対価の公正価値が10で、そのうち4が現金、残りの6が自由保有権付不動産である。売却資産の償却済歴史的原価が5である場合、総利得は5であるが、実現利益は4に制限される。）

表4 混合対価の事例

対価の公正価値	10
売却資産の帳簿価額	5
売却益	5
実現利益	4
(適格対価に限定される)	

決定指針は、この例のような資産交換の場合には、適格対価の範囲を限度として実現利益とする解釈を提供している。

### (2) ヘッジ会計

決定指針は、ヘッジ取引に関する実現利益の決定について次のような見解を示している（TECH 7/03 para.33）。

ヘッジ資産・負債とヘッジ手段がヘッジとして計上される場合、利益や損失の実現処理は、この決定指針の規準に準拠してヘッジ資産またはヘッジ負債に関する正味残高（exposure）のみを参照して決定される。

ヘッジ会計の事例としては一定の条件を満たす外貨建株式投資の為替リスクヘッジを目的とする外貨建借入金の場合がある。これは会計実務基準書第20号「外貨換算」（SSAP20）が基準を提供している<sup>16)</sup>。この場合、一定の条件が満たされれば、株式投資を外貨建のままとし、その繰越額を期末ごとに決算日レートで換算することができる。この場合、為替差額を積立金に振り替えて、外貨建借入金の為替差損益も積立金の増減項目として、為替差額と相殺しなければならない。決定指針はこのようなヘッジ会計の場合には相殺後の正味残高を基準にして実現としている。

### (3) 外貨換算

SSAP20は長期貨幣項目の為替差損益の会計処理について次のように述べている<sup>17)</sup>。長期貨幣項目の為替損益もまた短期貨幣項目と同様に損益計算書で認識すべきである。しかしながら、慎重性の見地から当該通貨の交換可能性や市場性に問題があるような例外的な事例の場合、為替差益の金額、または同じ貨幣項目の過年度に計上した為替差損を上回る額を損益計算書に計上することに制限を加えるべきか否かについて

は検討の余地があると。しかしながら、未決済の長期貨幣項目に関する未実現為替差益を損益計算書に計上する可能性もあるとの指摘もある<sup>18)</sup>。決定指針はこの問題について以下のような見解を示している（TECH 7 /03 para.34）。

当時に比べて現在では通貨市場がより洗練されたものとなり、会社は長期貨幣項目の為替に関する透明化に対して顕著な柔軟性をもつようになった。従って、交換性及び市場性に関する疑いがある場合を除き、貨幣項目の満期に関係なく、貨幣項目の再換算の時点で生じる外貨換算差益は実現である。

決定指針は、市場性と透明性に疑いがなければ、貨幣項目の満期に関係なく外貨換算差益は実現であると解している。

#### （4）時価法（Marking to market）

決定指針は時価法の適用について次のような見解を述べている。その際、銀行会社と銀行以外の会社に区分している。銀行以外の会社の場合には、さらに銀行の子会社とその他のマーケットメーカーとトレーダーを取り上げている。

##### （A）銀行会社

決定指針は、銀行会社における時価法の適用について以下のようにコメントしている（TECH 7 /03 para.35）。

1985年会社法第9付則第34項は、銀行に対して貸借対照表において財務固定資産として保有されない譲渡可能証券を決算日の原価と市場価値のいずれか高い方で評価することを認めている。弁護士は第34項の下では再評価から生

じる損益を損益計算書に計上すべきであると助言している。以下の第37項と第38項（銀行の子会社）で述べる根拠によって、これら利益は実現として処理される。

このように決定指針は、銀行会社の場合、譲渡可能証券に対して時価法の適用を認めており、再評価益は実現に値すると解している。

##### （B）銀行以外の会社

決定指針は、銀行以外の会社における時価法の適用について以下のようにコメントをしている（TECH 7 /03 para.36）。

銀行以外の会社の場合、第4付則第22項および第23項は全ての流動資産について原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で評価することを要求している。銀行以外の会社は時価法を採用することができる。この場合、第226条（5）の「真実かつ公正の優先」の行使によって市場価値変動を損益計算書で認識することができる<sup>19)</sup>。この条文は真実かつ公正な概観を提供するために必要である限りにおいて、第4付則で設定される諸規則からの離脱を認めている。

決定指針は、銀行以外の会社の場合、第226条（5）「真実かつ公正の優先」を根拠として時価法の採用を認め、市場価値変動分を損益計算書で認識できるものとする。

さらに決定指針は、銀行以外の会社の例として、銀行の子会社の場合とその他のマーケットメーカー及び投資ディーラーの場合について独自の見解を明らかにしている。

## ( i ) 銀行の子会社

決定方針は銀行の子会社が証券に時価法を適用し、評価損益を実現とする根拠について以下のように述べている（TECH 7 /03 para.37 and para.38）。

実務勧告書（SORP）「銀行による証券会計」<sup>20)</sup>は、第85項において、「第14項で提供される理由から、証券売買を行う銀行の子会社が真実かつ公正な概観を提供するためには、証券は市場価値で評価することが必要であると考えられる」と述べる。第14項は以下のように述べる。「市場価値会計または“時価法”は、いわれるごとく、いくつかの重要な利点を提供する。“慎重性概念”的意義は以下で検討されるが、次の点を強調しておかなければならぬ。後に証券の売却価額が決算日の市場価値よりも低くなる可能性もあるが、市場価値は決算日までの業績の最も現実的で利用可能な尺度である。これは合理的で確実に現金で実現される価値である。また、これは決算日に証券を売却しない経営者の決定を反映している。ある決定は販売の決定と同様に正当性がある。またこの評価基準は経営目的に合致し、市場価格が法定報告目的から要求される。」

SORPはさらに、第87項において、「市場価値会計を採用すること、またその結果的に生じた利益を実現と処理することは“一般に認められたもの”として十分に幅広く認められているので、この利益は会社法の実現であると考えられている」と述べている。

このように決定指針は銀行の子会社が証券を市場価値で評価すべきであり、その根拠を市場価値が決算日までの業績の最も現実的で利用可

能な尺度であることに置いている。またこの評価益が実現であると解している。

## ( ii ) 投資に関するその他のマーケットメーカーとトレーダー

次に、その他のマーケットメーカーとトレーダーが時価法を採用する場合について以下のように述べている（TECH 7 /03 para.40）。

投資に関する他のマーケットメーカーとトレーダーが（上記の銀行の子会社を除く）譲渡可能証券に時価法を適用し、その方法が法律と一般に認められた会計原則を適切に順守する場合には、上記第37項から第39項の論拠を適用し、時価法から生じる損益を実現として処理する。

決定指針は他のマーケットメーカーとトレーダーについても銀行の子会社と同じ根拠によって時価法を採用して評価損益を実現と処理することを明らかにしている。

## ( 5 ) のれん

決定指針は最後に分配の文脈での個別会社におけるのれんと消極のれんの処理について次のようにコメントしている。

### ( i ) 個別会社ののれん

決定指針は、個別会社におけるのれんの処理について以下のように述べている（TECH 7 /03 para.41）。

のれんが会社の個別計算書類で発生する場合（これは、例えば、会社が非法人事業を取得した場合である）、財務報告基準第10号「のれん

と無形資産」(FRS10)<sup>21)</sup>に準拠して、のれんを償却するか減損で評価減する都度、これらは実現損失となる。

決定指針は、のれんについて、FRS10に準拠して、のれんの償却または減損による評価減の計上の都度、その部分を実現損失と処理することを明らかにしている。

#### (ii) 個別会社の消極のれん

決定指針は、また個別会社の消極のれんの処理については以下のように述べている (TECH 7/03 para.43)。

FRS10は、減価償却か売却かには関係なく、非貨幣性資産の公正価値までの消極のれんは非貨幣性資産の回収期間にわたり損益計算書において認識することを要求する。またFRS10は、消極のれんが非貨幣性資産の公正価値を超過する場合、この超過部分をこの便益を受けると期待される期間の損益計算書で認識することを要求している。FRS10に準拠して損益計算書において認識される消極のれんは実現利益を意味する。ただし受取対価が適格対価ではない非貨幣性資産の売却の場合を除く。

FRS10に準拠して損益計算書で認識される消極のれんは、受取対価が適格対価ではない売却を除いて実現利益であると述べている。

### おわりに

本稿の目的は、英国における実現利益と実現損失の決定に関する決定指針の論理を概観することであった。

まず決定指針が公表されるまでの諸状況をま

とめた。1982年「解釈指針」が一般に認められた諸原則の解釈を提供した。とりわけ、SSAP2の会計基礎概念である「慎重性」が実現認識を提供すると理解されてきた。しかしながら、20年余りの経済状況の変化を受けて、「解釈指針」の改訂作業の必要性が唱えられ、2003年3月改訂版に当る「決定指針」が完成した。「決定指針」の検討作業の途中段階でFRS18「会計方針」が公表された。FRS18では実現概念の拡張が行われた。「決定指針」はFRS18を踏まえた内容となった。

次に「決定指針」の本文の内容を検討した。決定指針の目的は決定に関する諸原則の識別、解釈、適用にあった。これは一般指針であって網羅的な指針ではない。

決定指針の核心部分は実現原則である。この実現原則はFRS18の実現概念を踏まえている。FRS18は時価評価損益を内包する実現概念の拡張を行っている。この実現原則を適用することによって個別事例の決定がなされている。また、実現原則を適用する前提として諸概念が定義されている。「利益」、「適格対価」、「流動市場のある資産」は判断のキー概念となっている。

最後に、決定指針における個別問題への解釈内容を検討した。ここで取り扱われた項目は資産交換、ヘッジ会計、外貨換算、時価法、のれん会計の個別問題であった。個別問題の共通点は時価法の適用にあった。決定指針は、実現原則を梃子にして、従来は未実現とされた問題について新たなる実現の解釈を展開している。

決定指針は一般指針として作成された。決定指針では取り扱われなかつた問題も残されている。現在の経済活動の変化を受けて、決定指針の改訂版は近い将来の話となることが予想される。英国における実現利益、実現損失の決定の問題は会社法の文脈の問題であると同時に財務報告会計基準においても重要な問題である。英

国企業会計制度研究における重要な課題として、さらに財務報告基準との関係において実現利益、実現損失の決定の問題に注目しなければならない。

#### 〈注〉

- 1 ) CCAB, *The determination of realized profits and disclosure of distributable profits in the context of the Companies Act( TR481,TR482)*, September 1982.
- 2 ) ICAEW and ICAS, (TECH7/03) , *Guidance on the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985*, March 2003.
- 3 ) The Council of European Communities, *The Second Council Directive on Company Law*, 77/91/EEC.
- 4 ) *Ibid*, Article 15(c).
- 5 ) The Council of European Communities, *The Fourth Council Directive on Company Law*, 78/660/EEC.
- 6 ) ASC, *SSAP2: Disclosure of accounting policies*, November 1971, para14(d) .
- 7 ) ASB, Statement of principles for financial reporting, December 1999.
- 8 ) ASB, *FRS18 : Accounting policies*, December 2000.
- 9 ) *Ibid*, Appendix iv , paras.12-14.
- 10) *Ibid*, Appendix iv , paras.15-20.
- 11) ASB, *FRS17 : Retirement benefits*, November 2000.
- 12) ASB, *FRS19 : Deferred tax*, December 2000.
- 13) ASB, *FRS15 : Tangible fixed assets*, February 1999, para. 65(b).
- 14) *Ibid*, para.70.
- 15) *FRS19*, Appendix iii , para.14.
- 16) ASC, *SSAP20 : Foreign currency translation*, April 1983, para.51.
- 17) *Ibid*, para.50
- 18) *Ibid*, para.65.
- 19) 代替的会計規則（1985年第4付則第2部C節）では、流動資産投資を現在原価で計上し、現在価値変動分を再評価積立金に計上することを要求する。この結果と市場価値を基準とする時価法とは異なるものであり、時価法と同じ結果となることはない。
- 20) British Bankers Association and Irish Bankers Federation, *The Statement of Recommended Practice(SORP): Accounting for securities by banks*, September 1990.
- 21) ASB, *FRS10 : Goodwill and intangible assets*, December 1997.